

プログラム番号	06033
---------	-------

平成18年度「国費外国人留学生(研究留学生)の優先配置を行う特別プログラム」

【1. 大学の概要】

①大学名 研究科名	名古屋大学 大学院法学研究科		
②学長名	平野 眞一		
③所在地	〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町		
④担当者 連絡先	所属部局・職名	法学研究科 留学生担当講師	
	担当者氏名	奥田沙織	e-mailアドレス okuda@nomolog.nagoya-u.ac.jp
	電話・FAX番号	052-789-4910	
⑤ホームページ URL	http://www.nomolog.nagoya-u.ac.jp/		
⑥大学院在学留学生数	902人 (うち、国費留学生 272人)		

【2. プログラムの概略】

①プログラムの名称	アジア法整備支援事業に寄与する人材育成プログラム
②プログラムの形態	博士前期課程+博士後期課程 (2+3年間)
③実施研究科・専攻	大学院法学 研究科 綜合法政 専攻
	(所在地) 名古屋市千種区不老町1 名古屋大学大学院法学研究科
④連携大学・研究科・専攻名	
⑤受入れ学生数	30人 (うち博士前期課程22人、博士後期課程8人) (うち研究留学生優先配置人数: 10人 (博士前期課程7人、博士後期課程3人) (うち日本人学生数: 0人)
⑥担当教員数	合計 40人 (うち専任: 32人、兼担: 0人、非常勤: 8人)
⑦研究科長(代表者)名	所属部局・職名 大学院法学研究科・教授
	研究科長名 松浦好治

【3. プログラムの内容】

本プログラムは、1998年以降、組織としてアジア法整備支援事業に着手した本研究科がアジアの体制移行国や発展途上国における法整備事業を支援するため、その法整備事業およびその担い手の育成に貢献しうる人材を養成するものであり、英語による法学教育クラスと日本語による法学教育クラスの2クラスを設ける。

法学という学問の性格上、とくに日本法を専門的に研究する留学生に対し英語で教育・研究指導を行うことには一定の限界があり、本研究科は、法整備支援事業の一環として「日本語が堪能な法律専門家の長期育成制度の創設」のため、2005年にウズベキスタンのタシケント国立法科大学に、名古屋大学日本法教育研究センター(以下、「日本法センター」という。)を設置し、その大学の学部学生(定員20名)に対し、日本語および日本語による日本法の教育を開始した。本年9月には、モンゴル国立大学法学部にも、日本法センターを設置した。

本研究科は、これまで、7年(博士課程については1年)以上にわたり英語で法学教育・研究指導を行ってきた修士課程国際法政コースを「アジア法整備支援事業に寄与する人材育成プログラム」として、従来の「英語による法学教育クラス」に、日本法センターの優秀な修了生を受入れるための「日本語による法学教育クラス」を併設し、日本政府(文部科学省)の奨学金である国費の優先配置を受け、博士前期課程(国費7名枠)・博士後期課程(3名枠)として、本プログラムを新たに開設した。

カリキュラム概要

○ 指導体制

本プログラムは、本研究科が組織として取り組んでいるアジア法整備支援事業の一環であることから、本研究科教員(法科大学院専任教員を除く。)全体が教育・指導を行うという体制をとっている。

○ 博士前期課程

博士前期課程国際法政コースでは、法律学・政治学の基礎的知識を幅広く修得させバランスの取れたジェネラリストとしての能力をもった人材の育成を図るために、多様な授業科目を提供するとともに、修士論文執筆を重視し、そのためのプログラムを提供している。

博士前期課程の「英語による法学教育クラス」では、主要な授業科目については本研究科教員が担当するが、留学生に広く知見を学ぶ機会を提供するため、国際機関や国内外の大学から、多彩な教授陣を非常勤講師として招聘し、講義を提供している。また、トヨタ法務会議から派遣されている客員教授2名による授業科目「特別講義演習Ⅲ(企業法務)」、読売新聞社が提供する特別講座、愛知県弁護士会による弁護士実務に関する講義を提供し、さらには、本研究科と学術交流協定を締結している米国・ウィスコンシン大学ロースクールとの間で、学生相互訪問とテレビ会議システムを併用した授業科目「特別講義演習(国際交渉研究Ⅰ・Ⅱ)」を開設し、ITを利用した国境を超えた法学専門教育を開始している。

博士前期課程の「日本語による法学教育クラス」は、「英語による法学教育クラス」と基本的に同じカリキュラム構成となっているが、このクラスが、日本法センターで日本語および日本法の教育課程を修了した者を対象としていることから、本クラスでは、入学当初の半年間、本学部の基本科目の講義の聴講とセミナー形式のチュートリアルとの組み合わせによる講義演習(民事法、刑事法、公法の計6単位分)を受講させることにしている。これは、法学部の基本科目を聴講しながら、それを素材に、セミナー形式により本研究科教員の指導の下で、学部学生とともに基本科目を学習するという新しい発想の授業科目である。

「日本語による法学教育クラス」の入学者には、「特別講義演習(国際交渉研究Ⅰ・Ⅱ)」をはじめとする「英語による法学教育クラス」の上記授業科目や既設プログラムに設置される授業科目も開放されている。両言語での授業展開も、需要に応じて実施することが可能となっている。なお、本研究科では、学生のインターンシッププログラムを進めてきたが、本コースの留学生も近隣の企業でのインターンシップへの参加が可能となっている。

2006年度には、本国際法政コースで、大学教育の国際化推進プログラム「人脈形成型の国際連携法学教育環境の構築」を開始し、留学生と日本人学生に対し1年次から数年間相互に助け合って法律学・政治学の学習をする教育環境を本プログラムに導入し、それを通して信頼に裏付けられた生涯有効な人脈を形成することを目指す教育に取り組み始めた。留学生には、自国の法や政治を説明する機会とともに、日本の法や政治をよりよく理解する機会が与えられ、日本人学生には、留学生と協力して学習する中で、日本の法や政治を留学生に説明する一方、アジア諸国の法や政治を理解し、英語以外の語学を学ぶインセンティブ

が与えられることになる。このような交流により形成される友人関係は、生涯有効な国際的人脈資源となり、本研究科がこれまでに構築してきた修士生との人的ネットワークの強化につながるものと期待される。

論文作成は、本プログラムの一つの柱として位置づけられ、指導教員(主任チューター1名およびサブチューター1名)による研究指導体制を徹底するため、主任チューターによる個別指導を「特別研究Ⅰ」・「特別研究Ⅱ」(各4単位)として、必修単位化している。また、個別指導と並んで、集団的、段階的な研究手法の修得および論文作成手法の指導を目的とする「研究方法論/Academic Writing I(必修)・Ⅱ・Ⅲ」(各2単位)を設置し、入学当初よりこうした体制での論文指導を徹底して行っている。「日本語による法学教育クラス」においても、基本的に、同じような研究指導を実施する。

○ 博士後期課程

博士後期課程では、博士前期課程で培われた研究遂行能力を基礎に、専門性に一層の磨きをかけ、高度の実践力を備えた日本の法律学・政治学のスペシャリストを養成するとともに、法や政治に関する幅広い視野に立って、自国の法制度・政治制度の整備および改革などに関する高度の研究を組織することができる人材を育成することが目的である。

ここでは、前期課程在学中から課程博士号の取得を目指して、論文の執筆を目的意識的・計画的に進めることが求められ、指導教員の指導の下で、課程博士の論文を執筆し、高度の研究遂行能力を獲得させる。国際法政コースの博士後期課程では、母国の法整備事業等に従事できる能力を養うための以下のようなプログラムを提供している。

- 1 指導教員による研究指導と自発的な調査、執筆活動
- 2 研究成果の検討・評価を身につけるためのクリティカル・ディスカッション・セッション
- 3 多くの研究者を組織して大規模な研究を実施する能力を育成するリサーチ・マネージメント・プログラム
- 4 理論的研究と実務とを結びつけ制度の実態的・動的な理解を得るためのインターンシップ・プログラム

取得学位

博士前期課程への入学者は、入学時の選択言語により、どちらかのクラスに属し、それぞれに定める修了要件を満たすことにより修士号(比較法学)を取得することができる。博士後期課程への入学者は、修士号(比較法学)を取得するための要件を満たすことが求められる。

使用言語

英語による教育指導を受ける留学生には、講義・論文作成指導を英語で実施するが、「日本語による法学教育クラス」の留学生には、日本語による教育を実践する。ただし、「英語による法学教育クラス」においても、博士前期課程では、プログラムの導入期間に、本学留学生センター日本語教育部門と連携し、日本語教育プログラムを提供する。博士後期課程では、「英語による法学教育クラス」を選択している者であっても、分野によっては日本語による研究調査や資料分析が必要となることから、日本語能力の向上が求められる。「日本語による法学教育クラス」を選択している者についても、帰国後、母国の法整備事業において国際的なネットワークが重要となることから、国際共通語としての英語による文献読解およびコミュニケーション能力が求められる。

募集方法、募集対象国、学内選考方法等

本コースは、その設置目的に沿って、アジアの体制移行国を中心とした法整備支援対象国、すなわちカンボジア、ベトナム、ラオス、モンゴル、ウズベキスタン等において、法律学・政治学の大学教育を修了した者、大学教育に携わる者、または政府機関の法律実務家を主な対象として、募集する。

国費外国人留学生としての募集については、原則として、名古屋大学または本研究科と学術交流協定を締結しているこれらの国の法律専門家養成機関(主に大学)を通じて、優秀な学生を確保し、選考することが可能となるような選抜体制をとる。候補者の選考を行うにあたっては、本研究科の選抜委員会により、出願願書の書類審査を行い、現地または本研究科にて面接を行い、研究計画書を含む出願書類および面接の結果を総合的に審査し、本研究科国際法政コース専門委員会で判定する。本研究科教授会は、同委員会の選考結果を受けて最終合格者を決定する。